

離婚届

令和8年4月1日届出

長殿

受理	令和	年	月	日			
第					号		
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(1) 氏名	夫 氏 民事 太郎	妻 氏 民事 花子
生年月日	昭和54年1月1日	昭和55年2月3日
住所	東京都千代田区霞ヶ関 一丁目1番1号	東京都杉並区高円寺北 一丁目1番1号
本籍	東京都千代田区丸の内一丁目1番地	
父母及び養父母の氏名	夫の父 民事 一郎 母 民事 一子	妻の父 戸籍 英助 母 戸籍 葉子
父母との続き柄	続き柄 長男 養父 養子	続き柄 長女 養母 養女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 東京都千代田区九段南一丁目1番地 (よみかた) こそき えいすけ 筆頭者の氏名 戸籍 英助	
未成年の子の氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 親権については別紙に記載する <input type="checkbox"/> 夫が親権を行う子 <input type="checkbox"/> 妻が親権を行う子	
同居の期間	平成19年1月から 令和8年3月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番地	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 民事 太郎	妻 民事 花子

令和 年 月 日	午前 午後	時 分 受領
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> マ
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	()
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> マ
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	()
使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> マ
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	()
送付	年 月 日	
確認	通知	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名	甲山 健二	乙川 竹子
(※押印は任意)	印	印
生年月日	昭和25年6月17日	昭和23年8月30日
住所	東京都杉並区宮前一丁目1番1号	東京都渋谷区宇田川町一丁目1番1号
本籍	東京都杉並区荻窪一丁目1番地	東京都千代田区永田町一丁目1番地

□には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
 面会交流について取決めをしている。
 まだ決めていない。
 ※面会交流や養育費の分担などについては別紙に記載する

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
 養育費の分担について取決めをしている。
 まだ決めていない。
 取決め方法: (□公正証書 □それ以外)

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎ 署名は必ず本人が自署してください

住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
連絡先	電話 090 (1111) 2222	自宅・勤務先 []・携帯